

株 主 各 位

東京都足立区六町四丁目12番12号
デリカフーズ株式会社
代表取締役社長 館 本 勲 武

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月27日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月28日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都足立区保木間三丁目3番2号
フラールガーデン東京 3階 ラベンダーの間
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第9期(自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第9期(自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役4名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
第6号議案 ストックオプションとしての新株予約権発行の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 招集ご通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正事項をインターネット上の当社のウェブサイト(<http://www.delica.co.jp/>)に掲載させていただきます。
 - ◎ 本株主総会終了後に株主の皆様により当社事業へのご理解を深めていただくため、工場見学会(東京FSセンター、東京都足立区)の開催を企画しております。

(添付書類)

事業報告

〔自 平成23年4月1日〕
〔至 平成24年3月31日〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興が進み、経済活動に緩やかな持ち直しの動きが見られる一方、円高の進行、欧州の金融不安、米国経済停滞等により景気回復の兆しがみえるまでに至らず、国内景気は引き続き厳しい状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、グループの主な販売先である外食産業を含む食品業界全般において、消費者の生活防衛意識の高まりによる節約志向、原子力発電所事故による食材の残留放射能問題や一連の食中毒事件等の発生等により、「食の安心・安全」に対する関心がこれまで以上に強まる等、全般的に厳しい状況でありました。

このような経営環境の中、当社グループは、「新工場をコアとした売上拡大の実現」、「強固な利益体質に向けたコスト削減」、「経営資源を活かす事業開発力の強化」を中心に各種経営施策を進めてまいりました。

「新工場をコアとした売上拡大の実現」といたしましては、連結子会社である東京デリカフーズ株式会社の「東京F Sセンター」を軸に展開いたしました。同工場は、青果物流通業界では他に類を見ないオートメーション化された施設であり、スケールメリットを活かした営業活動の結果、工場の稼働率が向上し、売上の拡大を実現いたしました。衛生設備の面においても、同工場は平成24年2月にISO22000（食品安全マネジメントシステム）認証を取得するなど、より高度な衛生環境を望む顧客の要望にも応えることが可能となっております。

また、「強固な利益体質に向けたコスト削減」につきましては、契約産地の再開発に重点を置き、契約産地の新規開拓や既存産地の整理を計画的に行いました。これらは仕入原価の低減に効果を上げたほか、出荷や加工製造時における廃棄率の低減等にも寄与しております。また、その他にも本社機能の集約化による経費削減活動にも積極的に取り組んでおります。

「経営資源を活かす事業開発力の強化」といたしましては、長年にわたり当社グループが取り組んできた青果物の機能性研究の成果を活かした提案型営業が新規顧客の獲得や既存顧客の取引拡大に貢献いたしました。また農業の6次産業化が唱えられる現代社会において、当社グループは食農医工連携の体制構築にも先導的な役割を果たすべく活動を続けております。

この結果、当連結会計年度における売上高は23,192百万円（前期比14.8%増）、営業利益は616百万円（前期比135.8%増）、経常利益は589百万円（前期比158.8%増）となりました。また、減損損失、固定資産除却損などを特別損失に計上した結果、当期純利益は235百万円（前期比179.6%増）となりました。

当社グループは、中長期的な成長を見据えた活動として、以下のような取り組みを進めております。

<事業エリアの拡大による売上拡大の実現>

連結子会社である東京デリカフーズ株式会社は、平成24年3月27日に当社グループ初となる九州における事業拠点「東京デリカフーズ株式会社九州事業所」を開設いたしました。同事業所は、九州エリアの集出荷の拠点であると同時に、将来見込まれるアジアへの輸出入の拠点としての役割を担っております。これまで九州地区は主に当社グループの協力会社による間接的な営業活動でしたが、より効率的な営業活動の展開による更なる売上拡大を進めてまいります。

<更なる低コスト体質実現のための活動>

原価低減のための活動は従来から取り組んでまいりましたが、更なる低コスト体質を構築するために、引き続き優良な契約産地の開発、市場との連携強化による物流再編成を進めてまいります。九州事業所の開設は、売上の拡大のみならず大農産地である九州地区での調達にも効果を発揮いたします。

<食農医工連携による事業機会の創出>

食を通じて企業としての社会的責任を果たしていくとともに、食農医工連携による新たな事業機会の創出を進めてまいります。そのための施策として、デリカスコア（青果物の力を数値化した、当社グループ独自の評価基準）の導入を推進し、ベジマルシェを主体とする機能性青果物の販売、各種セミナーによるBtoC市場への参入等を行ってまいります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において347,825千円の設備投資（有形固定資産及び無形固定資産を含む。）を実施いたしました。主な内容は、次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要な設備

- ・子会社 東京デリカフーズ株式会社 東京都足立区 施設改修、機械装置
- 名古屋デリカフーズ株式会社 愛知県弥富市 施設改修

(3) 資金調達の状況

設備投資及び借入金の返済等に必要な資金は、自己資金のほか金融機関からの借入によっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、世界規模での金融不安や景気後退の影響により、厳しい状況が継続するものと懸念されますが、下記に当社グループの対処すべき課題を掲げ、それに取り組んでいく所存であります。

- ①新規顧客獲得と既存顧客の深耕営業及び新規業態の顧客の獲得
- ②コスト低減による体質強化（物流費、新鋭機械設備の導入による作業の効率化等）
- ③食の安全安心に対する顧客への情報確保と開示
- ④生活習慣病予防に対する食の重要性の中で野菜を中心としたメニュー提案のコンサルティング
- ⑤生産者と顧客を結ぶ「Farm to Wellness 倶楽部」の活動による優良な生産者とのつながり確保と顧客との信頼関係の強化

これらの課題に対する施策を実践し、野菜を中心に生産地から消費者までの食をコーディネートできる企業として、また、「健康を増進する」社会的責任を担う会社として、企業品質と企業価値の向上に邁進努力いたしております。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期 (当連結会計年度)
売上高(千円)	19,503,357	18,515,319	20,196,560	23,192,595
営業利益(千円)	632,345	476,498	261,248	616,149
経常利益(千円)	609,919	453,403	227,840	589,708
当期純利益(千円)	346,428	240,994	84,161	235,348
1株当たり当期純利益(円)	115.26	82.28	28.73	80.35
総資産(千円)	8,364,091	9,151,576	9,584,791	10,625,796
純資産(千円)	3,884,036	4,051,806	4,067,145	4,236,102
1株当たり純資産額(円)	1,326.06	1,383.34	1,388.58	1,446.26

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

2. 当社は、平成24年2月15日開催の取締役会決議に基づき、平成24年4月1日付で普通株式1株につき普通株式200株の株式分割を行っております。そのため、表示当初より当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
東京デリカフーズ株式会社	96,000千円	100%	青果物の加工及び販売
名古屋デリカフーズ株式会社	60,000千円	100%	青果物の加工及び販売
大阪デリカフーズ株式会社	60,000千円	100%	青果物の加工及び販売
デザイナーフーズ株式会社	20,000千円	100%	青果物と食に関する機能性研究
株式会社メディカル青果物研究所	24,000千円	100% (100%)	青果物の加工及び販売

(注) 議決権比率の()は間接保有比率であります。

(7) 主要な事業内容

当社は持株会社として、子会社5社を統括・管理しております。

当社グループは、カット野菜部門（業務用カット野菜の製造・販売）、ホール野菜部門（野菜・果物の仕入・販売）、その他部門（日配品の仕入・販売、コンサルティング業務等）から成る青果物事業を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場

東京デリカフーズ㈱	東京F Sセンター	東京都足立区
〃	保木間センター	〃
〃	横浜センター	神奈川県大和市
〃	九州事業所	福岡県古賀市
名古屋デリカフーズ㈱	かの里工場	愛知県名古屋市中川区
〃	子宝工場	愛知県弥富市
大阪デリカフーズ㈱	本社工場	大阪府茨木市
〃	兵庫工場	兵庫県加古郡稲美町
㈱メディカル青果物研究所	福島工場	福島県伊達市
デザイナーフーズ㈱	研究所	愛知県名古屋市中千種区

(9) 企業集団の使用人の状況（平成24年3月31日現在）

使用人数	前連結会計年度末比増減
203(1,132)名	10(285)名

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であります。
2. パート及び嘱託は()内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額（平成24年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	1,355,000千円
株式会社商工組合中央金庫	573,520千円
株式会社みずほ銀行	332,580千円
株式会社滋賀銀行	310,000千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	266,948千円
株式会社京都銀行	226,000千円
株式会社中京銀行	217,516千円

(注) 平成24年3月31日現在の借入残高が、2億円以上の金融機関を記載しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

当社は、平成24年4月1日付で普通株式1株につき普通株式200株の株式分割を行っております。株式分割は平成24年4月1日を効力発生日としておりますので、本項は株式分割前の株式数により記載しております。

(1) 株式数及び株主数

- | | |
|------------|-----------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 30,000株 |
| ② 発行済株式総数 | 14,645株（自己株式960株を除く。） |
| ③ 株主数 | 1,588名 |

(2) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
館本 勲武	3,272株	22.34%
館本 篤志	2,598株	17.73%
岡本 高宏	773株	5.27%
デリカフーズグループ従業員持株会	702株	4.79%
鬼頭 利光	465株	3.17%
野村 五郎	306株	2.08%
岩崎 泰次	220株	1.50%
笹原 一徹	205株	1.39%
小笠原 真清	185株	1.26%
株式会社三菱東京UFJ銀行	150株	1.02%

(注) 当社は、自己株式960株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

(平成24年3月31日現在)

発行決議の日	平成16年6月28日
保有人数	
当社取締役(社外取締役を除く。)	2名
当社社外取締役	—
当社監査役	—
新株予約権の数	99個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	198株
新株予約権の行使時の払込金額	88,921円
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日～平成26年6月27日

- (注) 1. 当社は、平成17年6月30日付で株式1株につき2株の株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、198株となっております。
 2. 当社は、平成24年4月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っているため、同日以降に新株予約権を行使する際には、新株予約権の目的となる株式の数および行使時の払込金額がそれぞれ分割割合に応じて調整されます。

- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成24年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	館 本 勲 武	
専 務 取 締 役	小笠原 真 清	デザイナーフーズ株式会社 代表取締役社長
常 務 取 締 役	杉 和 也	大阪デリカフーズ株式会社 代表取締役社長 名古屋デリカフーズ株式会社 代表取締役
取 締 役	大 崎 善 保	東京デリカフーズ株式会社 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	澤 田 清 春	
監 査 役	山 口 隆	公認会計士 信成監査法人 社員
監 査 役	田 中 清 隆	弁護士

- (注) 1. 監査役山口隆氏及び田中清隆氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 2. 監査役山口隆氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	2名 (一)	32,400千円 (一)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	13,920千円 (3,120千円)
合計	5名	46,320千円

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

社外監査役山口隆氏の兼職先である信成監査法人と当社との間には重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	山口 隆	当事業年度開催の取締役会及び監査役会のほぼ全てに出席し、必要に応じて主に公認会計士としての専門的見地から、発言を行っております。
監査役	田中 清隆	当事業年度開催の取締役会及び監査役会のほぼ全てに出席し、必要に応じて主に弁護士としての専門的見地から、債権管理・保全等についての発言や、コンプライアンスについての発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(注) 平成23年6月28日開催の第8回定時株主総会において、新たに仰星監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった監査法人東海会計社は退任しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	21,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,600千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該会計監査人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、事業年度ごとの監査報酬等の額のうち最も高い額に2を乗じた額を損害賠償責任の限度額とすることを定めております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、業務運営の適正化に向けた体制の基本方針として平成18年5月の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」に関して下記のとおり決議し、運用しております。

① 内部統制基本方針

当社では、平成17年8月に「デリカフーズグループ行動規範」を制定し、日頃の業務運営の指針としております。当社は、この指針に基づき、会社の業務の適正を確保する体制を整備し、当社の社会的使命を果たします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、稟議規程、文書管理規程、経理規程に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理することとしています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、リスク管理に対して、取締役を「全国総務経理会議」、「全国品質管理会議」、「全国仕入会議」、「全国営業会議」、「全国現場会議」の担当に任命し、それぞれのリスクを体系的に管理しております。また、デリカフーズグループ全体のリスクに対して、「全社的なリスクの洗い出しと評価の検討表」を用いて検証し、リスク内容の把握と対応に努めています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。

⑤ 会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、当社及び関係会社の管理は担当取締役が統括します。担当取締役は、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に当社及び関係会社の全体的な会議（本会議）を開催しております。

関係会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、「行動規範」に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、担当取締役が統括管理します。担当取締役は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会及び本会議において報告します。

取締役会及び本会議は、グループ管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。

⑥ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や付議基準を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセス・体制を確立しています。

取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項について審議、議決及び取締役の業務執行状況の監督等を行います。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、現在監査役の職務を補助する使用人はおりませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置することといたします。

また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保いたします。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び「監査役監査基準」に基づき監査役に報告することになっております。

当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとします。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来ることとします。

なお、平成18年6月29日開催の株主総会決議で監査役会を設置しております。監査役会は、代表取締役、内部監査室、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向を見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元策として、配当による成果の配分を重要視しており、配当原資確保のための収益力強化を図りながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社は、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定めておりますが、原則として、株主総会の決議による期末配当をもって剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。

当年度の配当は、当社普通株式1株につき金4,250円とさせていただきます。

当社は、平成24年2月15日開催の取締役会決議に基づき、平成24年4月1日付で普通株式1株につき普通株式200株の株式分割を行っております。株式分割は平成24年4月1日を効力発生日としておりますので、当年度の配当につきましては、株式分割前の株式数を基準として実施いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しておりません。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
[流 動 資 産]	5,534,851	[流 動 負 債]	3,569,095
現金及び預金	2,483,735	買掛金	1,559,667
売掛金	2,829,971	短期借入金	400,000
有価証券	9,580	1年内返済予定の長期借入金	441,738
商品及び製品	73,166	リース債務	37,713
仕掛品	1,888	未払法人税等	209,742
原材料及び貯蔵品	32,055	未払	781,218
繰延税金資産	54,027	未払費用	26,028
その他	64,156	賞与引当金	68,839
貸倒引当金	△13,731	その他	44,147
[固 定 資 産]	5,090,944	[固 定 負 債]	2,820,598
(有形固定資産)	4,603,367	長期借入金	2,682,754
建物及び構築物	1,610,241	リース債務	88,621
機械装置及び運搬具	283,530	退職給付引当金	43,123
土地	2,477,640	その他	6,100
リース資産	120,671	負債合計	6,389,694
建設仮勘定	62,608	純 資 産 の 部	
その他	48,675	[株 主 資 本]	4,232,159
(無形固定資産)	42,945	(資本金)	759,755
その他	42,945	(資本剰余金)	1,591,242
(投資その他の資産)	444,631	(利益剰余金)	2,055,668
投資有価証券	248,529	(自己株式)	△174,508
保険積立金	110,330	[その他の包括利益累計額]	3,943
繰延税金資産	20,756	(その他有価証券評価差額金)	3,943
その他	89,374	純資産合計	4,236,102
貸倒引当金	△24,358	負債及び純資産合計	10,625,796
資産合計	10,625,796		

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結損益計算書

〔自 平成23年4月1日〕
〔至 平成24年3月31日〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		23,192,595
売上原価		17,537,621
売上総利益		5,654,974
販売費及び一般管理費		5,038,825
営業利益		616,149
営業外収益		
受取利息	3,369	
受取配当金	2,046	
業務受託手数料	4,595	
物品売却益	4,002	
自動販売機収入	2,310	
その他	11,340	27,664
営業外費用		
支払利息	52,147	
その他	1,957	54,104
経常利益		589,708
特別損失		
固定資産売却損	117	
固定資産除却損	9,707	
投資有価証券評価損	2,193	
減損損失	66,564	78,583
税金等調整前当期純利益		511,125
法人税、住民税及び事業税	260,822	
法人税等調整額	14,955	275,777
少数株主損益調整前当期純利益		235,348
当期純利益		235,348

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結株主資本等変動計算書

〔自 平成23年4月1日〕
〔至 平成24年3月31日〕

(単位：千円)

科 目	残高及び変動事由	金 額
株主資本		
資本金	当期首残高及び 当期末残高	759,755
資本剰余金	当期首残高及び 当期末残高	1,591,242
利益剰余金	当期首残高 当期変動額	1,893,545
	剰余金の配当	△73,225
	当期純利益	235,348
自己株式	当期末残高 当期首残高及び 当期末残高	2,055,668
株主資本合計	当期首残高 当期変動額 当期末残高	△174,508
	当期首残高	4,070,035
	当期変動額	162,123
	当期末残高	4,232,159
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差 額金	当期首残高 当期変動額(純額) 当期末残高	△2,890
		6,833
		3,943
純資産合計	当期首残高 当期変動額 当期末残高	4,067,145
		168,957
		4,236,102

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結注記表

[継続企業の前提に関する注記]

該当事項はありません。

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称 東京デリカフーズ㈱、名古屋デリカフーズ㈱、大阪デリカフーズ㈱、
㈱メディカル青果物研究所、デザイナーフーズ㈱

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を子会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

(4) 支配が一時的であることと認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益に関する事項

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

なお、債券のうち「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法(定額法)により原価を算定しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

総平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備は除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～45年

機械装置及び運搬具 2年～12年

その他 2年～20年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

4. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 会計処理の原則又は手続の変更

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

連結貸借対照表日後に株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「物品売却益」は、金額の重要性が増したため区分掲記しております。

なお、前連結会計年度における「物品売却益」は1,307千円であります。

〔追加情報に関する注記〕

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保資産

短期借入金255,000千円及び長期借入金（1年内返済予定の長期借入金274,992千円を含む）2,395,756千円の担保に供しているものは次のとおりであります。

建物及び構築物	1,550,196千円
機械装置及び運搬具	32,587 〃
土地	2,477,640 〃
計	4,060,424千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,565,167千円（減損損失累計額を含む）

3. 国庫補助金等による圧縮記帳（直接減額方式）

建物及び構築物	334,409千円
機械装置及び運搬具	117,814 〃
その他	141 〃

4. 当座貸越契約

連結子会社（東京デリカフーズ㈱、名古屋デリカフーズ㈱、大阪デリカフーズ㈱）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行10行と当座貸越契約を締結しております。

当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	2,250,000千円
借入実行残高	400,000 〃
差引額	1,850,000千円

〔連結損益計算書に関する注記〕

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	減損損失（千円）
遊休	土地	東京都足立区	57,220
店舗	建物及び構築物、リース資産、その他	東京都港区	9,343

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業所を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

上記資産グループについて、平成24年2月に閉鎖した竹ノ塚工場跡地が遊休となったこと、店舗の収益性が低下したことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失（66,564千円）として特別損失に計上しました。

その内訳は、建物及び構築物6,484千円、土地57,220千円、リース資産1,620千円、その他1,239千円であります。

遊休資産の回収可能価額については、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準に基づく評価額によっております。店舗の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、回収可能性が認められないため、零として評価しております。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	15,605	—	—	15,605

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	960	—	—	960

3. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成16年新株予約権	普通株式	420	—	—	420	—
	合計		420	—	—	420	—

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	73,225	5,000.00	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	62,241	4,250.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座借越契約を締結しております。加えて、主にカット野菜の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、その他有価証券に区分される株式及び債券等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、原則として1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理実施要領に従い、営業債権について、営業グループと管理グループが連携して、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、有価証券及び投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状態を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金については、長期借入金の金利変動リスクを回避するため、原則として固定金利による借入を実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理グループが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 24 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注 2）をご参照ください。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,483,735	2,483,735	—
(2) 売掛金	2,829,971	2,829,971	—
(3) 有価証券及び 投資有価証券	246,160	246,160	—
資産計	5,559,867	5,559,867	—
(1) 買掛金	1,559,667	1,559,667	—
(2) 短期借入金	400,000	400,000	—
(3) 未払金	781,218	781,218	—
(4) 長期借入金	3,124,492	3,090,069	△34,422
負債計	5,865,377	5,830,954	△34,422

(注 1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格、割引現在価値によって算定した価格によっております。

その他有価証券における種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	75,189	60,231	14,957
	(2) 債券	107,764	104,706	3,057
	(3) その他	9,580	9,568	11
	小計	192,534	174,507	18,027
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	53,625	65,144	△11,518
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	53,625	65,144	△11,518
合計		246,160	239,651	6,508

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 11,949 千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは、短期間で決済又は更新されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	11,949

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内
現金及び預金	2,483,735	—
売掛金	2,829,971	—
有価証券及び投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの(社債)	—	105,409
合計	5,313,707	105,409

(注 4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	441,738	460,942	393,246	310,306	250,560	1,267,700

[賃貸等不動産に関する注記]

重要性が無いため記載を省略しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額 1,446円26銭

1株当たり当期純利益 80円35銭

(注) 当社は、平成24年4月1日付で普通株式1株につき普通株式200株の株式分割を行っております。そのため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。この適用により、連結貸借対照表日後に行った株式分割は、当連結会計年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

[重要な後発事象に関する注記]

(株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更)

当社は、平成24年2月15日開催の取締役会決議に基づき、平成24年4月1日付で当社定款の一部を変更し、株式分割及び単元株制度の採用を実施いたしました。

- (1) 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的
全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に則って、当社株式の売買単位を100株といたしました。
上記に伴い、単元株式数を100株とする単元株制度に移行するため及び株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、株式分割を行いました。
- (2) 分割の方法
平成24年3月31日を基準日として同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき、200株の割合をもって分割いたしました。
- (3) 分割により増加した株式数
株式分割前の発行済株式総数 15,605株
今回の分割により増加した株式数 3,105,395株
株式分割後の発行済株式総数 3,121,000株
株式分割後の発行可能株式総数 6,000,000株
- (4) 株式分割の効力発生日
平成24年4月1日
- (5) 1株当たり情報に及ぼす影響
「1株当たり情報」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、該当箇所に記載しております。

(新株予約権(ストックオプション)の発行について)

当社は、平成24年5月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき承認を求める議案を、平成24年6月28日開催予定の当社第9回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、当社の取締役に対する新株予約権付与は会社法第361条第1項第3号の報酬等に該当し、取締役の報酬額の範囲内で報酬等として新株予約権を付与するものであります。

新株予約権発行の要領

- ①新株予約権の割当を受ける者
当社取締役及び当社従業員、当社子会社取締役及び当社子会社従業員
- ②新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式90,000株(うち当社取締役分は31,000株)を上限とする。
- ③新株予約権の数の上限
900個(うち当社取締役分は310個)を上限とする。
- ④新株予約権の払込金額
新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。
- ⑤新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)とする。
- ⑥新株予約権を行使することができる期間
割当日後2年間を経過した日から3年間とする。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
〔流動資産〕	1,048,177	〔流動負債〕	41,922
現金及び預金	1,014,674	未払金	27,046
有価証券	9,580	リース債務	230
前払費用	3,299	未払費用	658
関係会社短期貸付金	15,166	未払法人税等	8,374
繰延税金資産	2,645	預り金	2,492
その他	2,810	賞与引当金	3,120
〔固定資産〕	1,521,835	〔固定負債〕	7,117
(有形固定資産)	9,288	退職給付引当金	7,117
機械及び装置	3,171		
工具、器具及び備品	5,797	負債合計	49,039
リース資産	219	純資産の部	
建設仮勘定	100	〔株主資本〕	2,520,934
(無形固定資産)	2,386	(資本金)	759,755
ソフトウェア	2,240	(資本剰余金)	1,591,242
商標権	145	資本準備金	1,091,242
(投資その他の資産)	1,510,160	その他資本剰余金	500,000
投資有価証券	111,436	(利益剰余金)	344,443
関係会社株式	1,234,025	その他利益剰余金	344,443
関係会社長期貸付金	163,027	繰越利益剰余金	344,443
出資金	510	(自己株式)	△174,508
繰延税金資産	771	〔評価・換算差額等〕	38
その他	389	(その他有価証券評価差額金)	38
		純資産合計	2,520,972
資産合計	2,570,012	負債及び純資産合計	2,570,012

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損 益 計 算 書

〔自 平成23年4月1日〕
〔至 平成24年3月31日〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		406,300
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	306,157	306,157
営 業 利 益		100,142
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,613	
有 価 証 券 利 息	2,193	
受 取 配 当 金	402	
固 定 資 産 賃 貸 料	1,466	
物 品 売 却 益	542	
そ の 他	485	6,703
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	53	53
経 常 利 益		106,792
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,193	2,193
税 引 前 当 期 純 利 益		104,599
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	22,875	
法 人 税 等 調 整 額	△209	22,665
当 期 純 利 益		81,933

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

〔自 平成23年4月1日〕
〔至 平成24年3月31日〕

(単位：千円)

科 目	残高及び変動事由	金 額
株主資本		
資本金	当期首残高及び 当期末残高	759,755
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高及び 当期末残高	1,091,242
その他資本剰余金	当期首残高及び 当期末残高	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	335,735
	当期変動額	△73,225
	剰余金の配当	81,933
	当期純利益	344,443
当期末残高		344,443
自己株式	当期首残高及び 当期末残高	△174,508
株主資本合計	当期首残高 当期変動額 当期末残高	2,512,225 8,708 2,520,934
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差 額金	当期首残高 当期変動額(純額) 当期末残高	△1,492 1,531 38
純資産合計	当期首残高 当期変動額 当期末残高	2,510,732 10,240 2,520,972

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

個別注記表

〔継続企業の前提に関する注記〕

該当事項はありません。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 : 移動平均法による原価法

その他有価証券 : 時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

なお、債券のうち「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法(定額法)により原価を算定しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

機械及び装置 10年

工具、器具及び備品 4年～20年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[会計方針の変更に関する注記]

会計処理の原則又は手続の変更

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

貸借対照表日後に株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

[追加情報に関する注記]

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 55,889千円
2. 保証債務
下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。
東京デリカフーズ㈱ 1,355,000千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）
短期金銭債務 9,270千円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高	営業取引による取引高	
	営業収益	406,300千円
	販売費及び一般管理費	106,778千円
	営業取引以外の取引による取引高	2,992千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	960	—	—	960

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

①流動資産

賞与引当金	1,185	千円
未払事業税	1,198	〃
その他有価証券評価差額金	△4	〃
その他	265	〃
計	2,645	千円

②固定資産

退職給付引当金	788	千円
その他有価証券評価差額金	△17	〃
計	771	千円

繰延税金資産合計

3,416 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.7	%
(調整)		
交際費等損金不算入額	1.4	〃
受取配当金等益金不算入額	△21.5	〃
住民税均等割	0.9	〃
その他	0.2	〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.7	%

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成27年4月1日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が295千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が298千円、その他有価証券評価差額金が3千円、それぞれ増加しております。

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	東京デリカフーズ㈱	(所有) 直接100.0	役務の提供 資金の貸付 債務の保証 役員の兼任	経営指導料	162,000	—	—
				受取利息	16	—	—
				債務保証	1,355,000	—	—
子会社	名古屋デリカフーズ㈱	(所有) 直接100.0	役務の提供 役員の兼任	経営指導料	90,000	—	—
子会社	大阪デリカフーズ㈱	(所有) 直接100.0	役務の提供 資金の貸付 役員の兼任	経営指導料	90,000	—	—
				資金の貸付	—	関係会社短期貸付金	8,499
						関係会社長期貸付金	154,416
		受取利息	1,258	—	—	—	
子会社	㈱メディカル青果物研究所	(所有) 間接100.0	役務の提供 役員の兼任	経営指導料	9,300	—	—
子会社	デザイナーフーズ㈱	(所有) 直接100.0	業務の委託 資金の貸付 役員の兼任	研究開発委託	102,000	未払金	9,270
				資金の貸付	10,000	関係会社短期貸付金	6,666
						関係会社長期貸付金	8,611
		受取利息	60	—	—	—	

- (注) 1. 取引条件については、両者協議の上、決定しております。
2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額 860円69銭
1株当たり当期純利益 27円97銭

(注) 当社は、平成24年4月1日付で普通株式1株につき普通株式200株の株式分割を行っております。そのため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。この適用により、貸借対照表日後に行った株式分割は、当事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

[重要な後発事象に関する注記]

(株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更)

詳細につきましては、連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

(新株予約権(ストックオプション)の発行について)

詳細につきましては、連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 24 年 5 月 17 日

デリカフーズ株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

代 表 社 員	公 認 会 計 士	山 崎 清 孝 ㊞
業 務 執 行 社 員		
代 表 社 員	公 認 会 計 士	南 成 人 ㊞
業 務 執 行 社 員		

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、デリカフーズ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価を含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デリカフーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 24 年 5 月 17 日

デリカフーズ株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 山 崎 清 孝 ㊞
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 南 成 人 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、デリカフーズ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価を含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び仰星監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一、 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二、 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三、 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年 5月21日

デリカフーズ株式会社 監査役会

常勤監査役	澤田 清春	㊟
社外監査役	山口 隆	㊟
社外監査役	田中 清隆	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、利益処分につきましては、安定した配当を継続して実施するとともに、グループ全体の経営体質の強化と将来の事業拡大に備えるために必要な内部留保を確保していくことを基本方針としております。

第9期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金4,250円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、62,241,250円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成24年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

単元株制度の採用に伴い、単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するため、所要の規定を第8条として新設し、現行定款第8条以下を各1条ずつ繰り下げるものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所となります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第7条 (条文省略)	第1条～第7条 (現行どおり)
(新設)	(単元未満株主の権利制限) 第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
第8条～第43条 (条文省略)	第9条～第44条 (現行どおり)

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有株数
1	たちもと いさたけ 館本 勲 武 (昭和16年5月12日)	昭和39年4月 カーラ㈱ 入社 昭和42年10月 東海パスカルチャリート㈱ 入社 昭和54年10月 デリカフーズ㈱ (現名古屋デリカフーズ㈱) 代表取締役 昭和59年12月 東京デリカフーズ㈱ 代表取締役 昭和61年5月 大阪デリカフーズ㈱ 代表取締役 平成15年4月 当社代表取締役社長 (現任) 平成16年6月 デザイナーフーズ㈱ 取締役 (現任) 平成17年6月 東京デリカフーズ㈱ 取締役 (現任) 平成17年6月 名古屋デリカフーズ㈱ 取締役 (現任) 平成17年6月 大阪デリカフーズ㈱ 取締役 (現任) 平成17年6月 ㈱メディカル青果物研究所 取締役 平成21年6月 ㈱メディカル青果物研究所 代表取締役 (現任)	3,272株
2	おがさわら ますみ 小笠原 真清 (昭和31年1月7日)	昭和53年4月 チタカ・インターナショナル・フーズ㈱ 入社 昭和61年10月 食のコーディネイターとして独立 平成11年11月 デザイナーフーズ㈱ 代表取締役社長 (現任) 平成12年6月 ㈱ニューラム 代表取締役 平成16年6月 当社取締役 平成19年12月 当社常務取締役 平成23年7月 当社専務取締役 (現任)	185株
3	すぎ かずや 杉 和也 (昭和32年12月3日)	昭和55年4月 伊藤ハム食品㈱ 入社 平成7年5月 大阪デリカフーズ㈱ 入社 平成15年11月 同社取締役 平成16年6月 当社取締役 平成16年6月 大阪デリカフーズ㈱ 取締役社長 平成17年6月 同社代表取締役社長 (現任) 平成18年4月 当社常務取締役 平成19年11月 当社取締役 平成21年4月 当社常務取締役 (現任) 平成23年4月 名古屋デリカフーズ㈱ 代表取締役 (現任)	127株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有株数
4	おおざき よしやす 大 崎 善 保 (昭和46年9月28日)	平成2年4月 小原(株) 入社 平成6年4月 (有)ユキモード 代表取締役社長 平成9年2月 デリカフーズ(株) (現名古屋デリカフーズ(株)) 入社 平成16年4月 デリカフーズ(株) 転籍 平成17年1月 東京デリカフーズ(株) 転籍 平成18年6月 同社取締役 平成19年4月 同社常務取締役 平成19年6月 当社取締役 (現任) 平成21年4月 東京デリカフーズ(株) 取締役社長 平成23年4月 同社代表取締役社長 (現任)	68株

(注) 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 澤田清春氏及び山口隆氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有株数
1	※ のむら ごろう 野村 五郎 (昭和32年5月12日)	昭和56年7月 デリカフーズ㈱(現名古屋デリカフーズ ㈱)入社 平成4年10月 東京デリカフーズ㈱ 転籍 平成15年1月 大阪デリカフーズ㈱ 転籍 平成16年6月 同社取締役(現任)	306株
2	やまぐち たかし 山口 隆 (昭和17年6月23日)	昭和41年4月 川崎汽船㈱ 入社 昭和44年3月 同社退職 昭和44年4月 佐藤公認会計士事務所 入所 昭和47年9月 公認会計士資格取得 昭和48年1月 佐藤公認会計士事務所 退職 平成15年4月 当社監査役(現任) 平成22年4月 信成監査法人社員(現任)	一株

(注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。

2. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 澤田清春氏は当社定款第28条第2項の定めるところにより、平成22年6月28日に行われた当社第7回定時株主総会において、当該総会終結の時をもって辞任した前任の監査役の任期を引き継いだものであります。
4. 山口隆氏は社外監査役候補者であります。また、山口隆氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
5. 山口隆氏につきましては、公認会計士として企業会計に精通し、豊富な経験を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
6. 山口隆氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって9年3ヶ月となります。
7. 山口隆氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
8. 山口隆氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受け取る予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
9. 山口隆氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

選任決議の有効期間は、第4号議案のご承認をいただきますと選任決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとなります。

なお、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有株数
たいなか としゆき 田井中 俊行 (昭和39年3月29日)	昭和62年3月 デリカフーズ㈱ (現名古屋デリカフーズ ㈱) 入社 平成17年1月 デリカフーズ㈱ 転籍 内部監査室長 平成21年2月 同社経営企画部長 平成22年6月 同社執行役員経営企画部長 (現任) 平成24年3月 医学博士学位取得	30株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 田井中俊行氏は社内監査役の候補者であります。

第6号議案 ストックオプションとしての新株予約権発行の件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を無償で発行すること、および募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役に対する新株予約権付与は会社法第361条第1項第3号の報酬等に該当します。当社の取締役の報酬額は平成17年6月29日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与を含まない）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、上記の取締役の報酬額の範囲内で報酬等として新株予約権を付与することについても併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は4名であります。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は4名となります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員の業績向上に対する貢献意欲を一層高め、当社の企業価値向上に資することを目的として、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限

- (1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限
下記(3)に定める内容の新株予約権900個（うち、当社取締役分は310個）を上限とする。
- (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。
- (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容
 - ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。
なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。）または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものと

する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、当社が合併を行う場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- i. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii. 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、新株予約権の行使を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

iii. 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日後2年を経過した日から当該割当日後5年を経過する日までの範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ii. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i.の資本金等増加限度額から上記i.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の取得条項

- i. 当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会で承認された場合）、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとする。
- ii. 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、当社取締役会決議または同決議に基づく新株予約権割当契約書において定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。

⑦ 組織再編行為をする場合の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割または新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換または株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の

効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

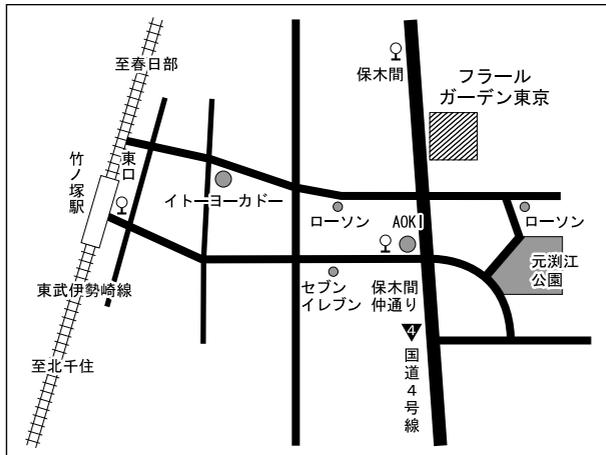
- i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定するものとする。
- iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記②で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 iii. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- v. 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定するものとする。
- vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- viii. 新株予約権の取得条項
上記⑥に準じて決定するものとする。
- ix. その他新株予約権の行使の条件
下記⑨に準じて決定するものとする。

- ⑧ 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑨ 新株予約権の行使の条件
- i. 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
 - ii. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
 - iii. その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ⑩ その他新株予約権の内容
新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以 上

株主総会会場のご案内図

会場：東京都足立区保木間三丁目3番2号
フラールガーデン東京 3階 ラベンダーの間
電話 03-3859-2211 (代)



東武スカイツリーライン（旧：伊勢崎線）
竹ノ塚駅下車 東口 徒歩17分
竹ノ塚東口バスターミナル 花畑団地行き
保木間仲通り（3つ目）下車 徒歩5分
または 保木間（4つ目）下車 徒歩3分

※当日は、竹ノ塚駅より無料送迎バスをご用意致します。
竹ノ塚駅発 9：10 9：40

※会場の耐震に対しては、震度7までの耐震性を有する施設となっております。また、多数の方がお越しいただく施設のため、国の耐震基準の2割増の強度の構造物として建築されております。